

国際交流委員会規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会定款第4条及び基本規程第20条に基づく国際交流委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、海外学術団体との学術研究協力及び必要な国際交流事業に関する業務を行う。

第3条 委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

- 2 委員は、委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、理事の中から理事長が指名する。
- 5 委員長の任期は、理事の在任期間とする。
- 6 委員長指名の副委員長を置くことができる。

第4条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2014年4月1日より施行する。